

災害に強いまちづくりを応援 防災対策のための 工事費を助成します

区では、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを目指して防災対策のための工事費を助成しています。助成の要件や手続きの方法等詳しくは、お問い合わせください。

擁壁がけ等の 新設・造り替え

擁壁等を新設または造り替える工事の費用を一部助成していただきます。高さ1.5m以上の擁壁等の所有者等に、工事のアドバイスをするコンサルタントも無料で派遣しています。

● 助成の対象者

擁壁等の所有者等で一定の要件に該当する方(個人、中小企業、マンションの管理組合等)

● 対象となる擁壁等

- ▼ 高さが5m以上
- ▼ 急傾斜地崩壊危険区域・箇所にあり、高さが1.5m以上
- ▼ 緊急輸送道路等の沿道にあり、高さが1.5m以上

※急傾斜地崩壊危険区域・箇所、緊急輸送道路等は新宿区ホームページでご案内しています。

● 対象となる工事

- ▼ 新設または造り替えて、不動産譲渡を目的としないもの
- ※補修は対象外です。

● 助成金額

工事費の3分の1を限度(上限額は左表参照)

改修後の擁壁の高さ	助成上限額
1.5m~2.0m未満	100万円
2.0m~3.0m未満	200万円
3.0m~5.0m未満	300万円
5.0m以上	600万円

エレベーターの改修

エレベーターの改修工事費の一部を助成しています。

● 助成の対象者

エレベーターが設置されている建築物の所有者等で一定の要件に該当する方(個人、中小企業、マンションの管理組合等)

● 対象となるエレベーター

多くの方が利用する建築物(ホテル・事務所・店舗・共同住宅等)で延べ面積が1千㎡以上、地上3階以上の耐火建築物または準耐火建築物)に設置されたエレベーター

※ほかにも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

● 対象となる工事
次の全ての防災対策を行う改修工事

- ▼ P波感知型地震時管制運転装置の設置
- ▼ 主要機器の耐震補強(耐震クラスA14)
- ▼ 戸開き走行保護装置の設置

● 助成金額

防災対策のための改修工事費×23%×3分の2を限度(上限額は46万円)



4月19日(日)

休日納税相談

特別区民税・都民税を

滞納している方は相談を

滞納している方には、督促状や催告書をお送りしています。必ず指定期限までに納めてください。

期限を過ぎて納付も連絡もない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。一括納付が困難な方は、この機会に相談においでください。同時に納付も受け付けます。

区役所の開庁日や休日の相談

においてなれない方は、催告書等に記載の電話番号に必ずご連絡ください。

【日時】4月19日(日)午前9時~午後4時30分

【会場 問合せ】税務課納税係(本庁舎6階 ☎(5273)4508・4509・4538)へ。

※当日は、区役所第1分庁舎1階入口(靖国通り沿い)をご利用ください。車いすをご利用の方は、事前にご連絡ください。

※新宿区納税催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。

教育委員会制度が 変わりました

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、区長と教育委員会との連携の強化を図るため、法改正が行われました。

【問合せ】教育調整課管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3070へ。

◆ 教育委員長と教育長の一本化 ◆

教育委員長と教育長を一本化し、教育委員会の代表者として新たな「教育長」を設置します。新たな教育長は、区議会の同意を得て区長が任命し、任期は3年です。現在の教育長は、任期満了等により退職するまでは、旧制度の教育長として引き続き在職します。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が 年金から引き落とされている方へ

27年度の保険料のお知らせをお送りしました

4月・6月・8月に支給される年金から引き落とし(天引き)になる保険料のお知らせを、4月1日(水)に発送しました。

27年度の保険料は、26年中の所得に基づいて決まります。26年中の所得が確定するまでの間、国民健康保険料は、27年2月支給の年金から引き落とされた金額と同額を引き落とします。後期高齢者医療保険料は、25年中の所得をもとに調整した金額を引き落とします。

26年中の所得の確定後に改めて27年度の保険料を計算し、国民健康保険料は6月中旬に、後期高齢者医療保険料は7月中旬に、お知らせする予定です。

※保険料の支払いが「年金引き落とし」以外の方の27年度の保険料額も同様に、国民健康保険料は6月中旬に、後期高齢者医療保険料は7月中旬に、お知らせする予定です。

● 「年金引き落とし」から

「口座振替」への変更

保険料の支払いは、申し出により8月以降、「年金引き落とし」から「口座振替」に変更することもできます。ご希望の方はご相談ください。

【問合せ】国民健康保険料の算定：医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146、国民健康保険料の口座振替：医療保険年金課国保収納係 ☎(5273)4158、後期高齢者医療保険料：高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎(5273)4562(いずれも本庁舎4階)へ。

◆ 教育に関する大綱の策定 ◆

新宿区の教育の目標や施策の根本的な方針を、区長が策定します。総合教育会議で区長と教育委員会とで内容を協議し、27年度中に策定する予定です。

◆ 総合教育会議の設置 ◆

区長が招集し、区長と教育委員会とが教育政策について話し合う場です。27年度は5回程度開催する予定です。

● 第1回総合教育会議

【日時】4月15日(水)午後2時から
【申込み】傍聴を希望する方は当日直接、区役所本庁舎6階第2委員会室へ。
【問合せ】総務部総務課(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

子ども・子育て支援新制度における 幼稚園・保育園等の 保育料を決定しました

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的に、4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度では、保育料は、世帯の所得の状況等に応じた額であることとし、区市町村税額に基づいて階層を決定します。区では、この考え方に基づき、これまでの負担水準との均衡を図ることを基本に、幼稚園・保育園等の保育料を決定しました。

区民葬儀

4月から 霊柩車運送料金が 改定されました

区民葬儀は、亡くなった方または葬儀を行う方が23区にお住まいの場合に、葬儀の一部を23区統一の協定料金で利用できる制度です。戸籍住民課または特別出張所へ死亡届を提出し、区民葬儀券の交付を受けて、区民葬儀取扱指定店にお申し込みください。

改定後の運送料金(税抜き)

	10kmまで	20kmまで	30kmまで
宮型指定車	30,250円	35,750円	41,250円
普通霊柩車	14,160円	17,760円	21,360円

新宿区くらしを守る 消費生活展 参加団体を募集

消費生活に関する意識向上と団体の活動成果を発表する場として、隔年で開催しています。【日程】28年1月22日(金)23日(土)【会場】新宿駅西口広場イペントコーナー【対象】区内を主な活動場所として「消費者問題」「食」「健康」「環境」の消費生活に関する分野について調査・研究し、パネル等で発表できる団体、30団体程度。開催まで5、6回の実行委員会に参加していただきます。